

5月は消費者月間です

令和4年度の消費者月間のテーマは「考えよう！ 大人になるとできること、気を付けること」18歳から大人に「です」。

令和4年4月1日から成年年齢が18歳になりました。大人になるとできることが増えますが、責任も生じます。

「今だけ」「こっだけ」「自分だけ」の消費者行動ではなく、人や社会、地域などに配慮した「自分で考える消費者」になれるように考えていきましょう。また、何かを購入するときの契約などは慎重に行い、「だまされない消費者」になるように気を付けましょう。

○詐欺の電話や勧誘話に注意！
○お金を払うと、もう取り戻せません！

☎市民課 21・0254



落合児童館・川上児童館 開館時間変更

地域の実態に沿った運営を行うため、落合児童館と川上児童館の開館時間を変更しました。

4月以降の開館時間

月～金曜日 午後2時～6時(ただし、学校休業日は午前8時30分～午後6時)

土曜日 午前8時30分～午後5時

休館日 日曜日、祝休日、8月14日～16日、12月29日～1月3日

☎こども未来課 21・2666

協会けんぽの保険料率が変更

協会けんぽは、中小企業などで働く従業員とその家族が加入する健康保険です。

令和4年3月分(4月納付分)以降、健康保険料率は10・18%から10・25%に、介護保険料率は1・80%から1・64%に変更となります。

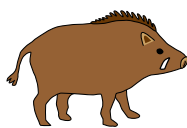
☎協会けんぽ岡山支部 086・803・5780

有害鳥獣被害 防止対策について

有害鳥獣による農作物被害を減らすために、野猪等防護柵・捕獲檻の設置、野猿群感知や捕獲支援情報機器などの導入費用に対して助成を行っています。なお、防護柵設置の助成については、9月30日(金)が申請期限です。

☎農林課

21・1190



緑の募金にご協力を

県は、4月・5月を「春のみどりの月間」と定め、緑の募金運動を実施しています。この募金は、潤いのある住みよいまちづくりのために、道路・公園・公民館などの公共施設や公共用地の緑化に活用されています。

緑化推進に協力していただける町内会、地域コミュニティなどは募金を取りまとめ、農林課、各地域局、または各地域市民センターへ5月31日(火)までにお持ちください。また、緑の募金事業と

令和4年度の国民年金保険料は…月額 16,590 円です

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 納付書(現金)で納付
銀行・農協・コンビニなどで | ② クレジットカードで納付
高梁年金事務所です手続きを |
| ③ 口座振替で納付
金融機関の口座から自動引き落とし | ④ インターネット納付
ペイジー(Pay-easy)を使ってスマホで納付 |

国民年金保険料の支払いは「前納」がお得！ 例えば 1年分を納付書(現金)で一括前納すると年間納付額は3,530円の割引き！

*納付が困難なときは保険料免除制度があります。高梁年金事務所、市民課、または各地域局へお問い合わせください。

☎日本年金機構高梁年金事務所 21-0570



国民年金



緑の募金

して実施する苗木の配布を希望する場合は事前にお問い合わせください。

☎農林課 21・0225